

資格喪失後に継続して加入する 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が変更されました。

令和5年4月1日以降に任意継続被保険者になられる方

標準報酬月額の決定

①退職時の標準報酬月額

②上限月額 750千円（令和5年4月1日より）

上記、①と②のいずれか低い月額で決定されます。

例1＞退職時の標準報酬月額が**560千円**の場合
任意継続被保険者の標準報酬月額は、**560千円**で決定

例2＞退職時の標準報酬月額が**980千円**の場合
任意継続被保険者の標準報酬月額は、**750千円**で決定

【注意事項】

- 1) 令和5年3月31日以前に任意継続被保険者になられた方は、現在の標準報酬月額となります。
- 2) 健康保険、介護保険の料率は、毎年度変更となる可能性があります。
- 3) 40歳から65歳未満（第2号被保険者）の方は、介護保険料が加算されます。（介護保険の適用除外に該当する場合は介護保険の被保険者とはなりません。）
- 4) 退職後、国民健康保険に加入される方は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。